

◎北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文

(略称) 米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

昭和五十九年三月十六日 東京で
昭和五十九年三月十六日 効力発生

昭和五十九年三月二十八日 告示

(外務省告示第一六七号)

目次

米国側書簡	ページ
日本側書簡	一六四五
	一六四六

(U.S. Note)

(北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文)

Tokyo, March 16, 1984

米国側書簡

(訳文)

(米国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百七十五年五月二日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に言及する光榮を有します。本使は、同協定の規定が、それぞれ自国の法令に従じ、千九百八十六年三月三十一日まで適用されるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって提案する光榮を有します。

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、なんど重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十四年三月十六日 東京

アメリカ合衆国

特命全権大使 マイケル・J・マンスフィールド

(Signed) Michael J. Mansfield
Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of
United States of America
His Excellency
Shintaro Abe
Minister for Foreign Affairs
of Japan

日本国外務大臣 安倍晋太郎閣下

米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取締

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(米国側書簡)

本大臣は、更に、アメリカ合衆国政府の前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであることを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十四年三月十六日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

マイケル・J・マンスフィールド 閣下

日本国外務大臣 安倍晋太郎

(参考)

この取極は、昭和五十年五月二一日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定（昭和五十年二国間条約集及び条約集二四五六号参照）の規定を昭和六十一年三月三十一日まで適用することについての両政府間の了解を確認したものである。